



慶應義塾大学ビジネス・スクール

森永乳業株式会社 (B)

その後の裁判経過

昭和30年9月20日起訴された小山徳島工場製造課長と大岡前徳島工場長に対する徳島高等裁判所の判決は10
61回の公判を重ねた後、8年後の昭和38年10月に下った。この判決で徳島地方裁判所（山本卓裁判長）は、
「第二リン酸ソーダを納入した薬種商である協和産業は徳島では信用ある商人であり、かつそれまでに2年
間にわたって納入されてきたが、その間中毒事件は全く起きていなかった。したがって、特に試薬品などの
成分を指定して注文しなくても、または従前と同様の品質のものを納入すると信じて納入された薬剤を検査
しなくても、その信頼は、単なる事実の問題に止まらず、法的価値を備えた信頼度と認められる（信頼の原則）
15
。このような場合、この信頼感を動揺させる特別の事情がない限り、この信頼感に頼って行動したから
10
といって、注意義務を怠ったとは言えない。」として、2人の被告に無罪を言い渡した。この判決に対し、
検察側から控訴がなされ、審理の場は高松高等裁判所に移された。この控訴審において高松地方裁判所（加
藤謙二裁判長）は、昭和41年3月31日、「第一審判決は事実誤認とそれにもとづく法令適用違反がある」と
15
原判決を破棄し、「(1)被告人らが森永という企業組織体の中でミルクの製造に関し刑法上の責任を負う地位
20
にあったか否かについて、および(2)起訴状に記載された数百名の死傷乳児が問題のミルクを飲んだために死
亡もしくは傷害を蒙るに到ったのか否かについて、地裁で審理をやりなおすよう」命じた。また、その理由
としては、「工業用薬品である第二リン酸ソーダは、製造者自身によって製品の規格が保証されているわけ
ではなく、不純物が混入したり、または取引過程で第二リン酸ソーダでないものが第二リン酸ソーダ名で売
られることがありうるので、食品添加物として使用するについては、製造元においてその品質が保証されて
25
いる局方品とか、純度の非常に高い試薬を選ぶべきであり、もしくは、食品に添加する旨を明確に伝えて一
定の規格を示し、特別の注文をなすべきである。また、本来保証のない薬剤を長期間使用していても、それ
は単に保証のない薬剤の使用を積み重ねたにすぎず、そのためにその後に納入される薬剤の品質が保証され
るいわれはなく、化学的検査義務が免除されるいわれもない。」という点が指摘された。

この高松高等裁判所の差戻し判決に対し、被告らは、「第二リン酸ソーダでない薬剤が第二リン酸ソーダ
30
だとして納入されるようなことは予見可能性がないから、このような場合に、それを知らずに購入、使用し
たものに刑事責任を負わせるのは不当だ」と主張して最高裁判所に上告した。しかしながら、最高裁判所（
松田裁判長）は、昭和44年2月27日、二審高松高等裁判所の判決を支持し、被告側の上告を棄却した。

このケースは、クラス討議の基礎資料として、慶應義塾大学ビジネス・スクール専任講師小野桂之介が作成したものであり、経営管理上の適切または不適切な処理を例示しようとするものではない。なお、本ケースの作成に際しては、日本コカ・コーラ株式会社の援助を得、慶應義塾大学大学院の大西恭二、奥山雅和、および植村輝樹等も協力した。

(1973年5月作成)

14年目の訪問

刑事裁判はこのように永い年月をかけて行なわれていたが、ヒ素ミルク事件そのものは次第に人々の記憶から薄れ、昭和31年5月の全協と森永乳業との妥結以来、新聞紙上でとりあげられることもほとんどなかった。

ところが、昭和44年10月19日、大阪大学医学部衛生学教室の丸山博教授がヒ素ミルク中毒の被災児について行なった後遺症追跡調査の結果が「14年目の訪問」として新聞紙上で報道されたことから、問題は再燃した。丸山教授は、前年（昭和43年）の秋、知人の養護教諭からある重度身障児がヒ素ミルクの被災児であることを知らされ、保健婦16人、養護教諭4人、大阪大学医学部学生2人の計22人から成るチームを編成し、この調査を行なったのであった。調査対象としては、昭和31年当時の大阪府下の被災者（合計1,253人）の中から、中学校への問い合わせや発見された被災者からの情報によって所在がつきとめられた主として大阪在住の68名が選ばれ、調査方法としては戸別訪問による面接調査が採用された。この調査結果によると、68人のうち、数人が重度の脳性マヒで、歩行困難、言語障害、知能おくれ、などの症状に悩んでおり、またこのほか、できものや発しんなどの皮膚の異常、難聴、弱視、断続的腹痛、熱が出やすい、疲れやすいなど、身体上何らかの不健康な訴えをもっている者まで合わせると全体の8割近くに及ぶ、ということであった。この新聞発表に対して、森永乳業の荻原専務取締役は記者会見を行ない、「後遺症が出た場合には、5人委員会の意見に従い、完治するまで会社で責任をもつ。しかしこんなに大量の後遺症患者がいるとは信じられない。事件直後から西沢教授に依頼して総合的な医療処置をとっているが、後遺症ではないかと訴えてきたケースのほとんどすべては後遺症ではなく、先天性のものやヒ素以外の原因によるものであったとの報告を得ている。丸山教授から資料を見せてもらえればすぐに調べて医療処置をとる。私たちは、補償を打切ったとは考えておらず、会社の負担でいつでも治療を受けていただくことは当時から患者の方々にも申し上げてあり、現在でも大阪支店の庶務課長がその窓口になっている」旨を表明した。

この調査結果は、10月30日、岡山市で開かれた第27回日本公衆衛生学会で報告された。この日の報告会場では、昭和30年当時「6人委員会」⁽¹⁾の委員長であった西沢義人大阪大学名誉教授が、「私が直接扱ったのは500人。厚生省の指示により大阪府下の被災者428人について31年3月から一斉検診したが、なお観察を要するのは30人、その後の最終審査では3人が残り、うち1人は先天性の難聴だがヒ素中毒の事実は間違いないので森永に補償を要求、3年間で全治した。報告ではもっとも重症というのは脳神経系統の疾患というが、こうした脳性小児マヒは全く先天性のもので、母親の胎内や出産中に起るもの。森永と関係づけることはできない。またヒ素は脳に移行しないというのが学界の定説である。また、これほど重大な調査に臨床医が加わっていないのは遺憾だ」と反論するなど、当時の関係者が次々と発言を求めた。この間、10月27日昭和31年春の被災者同盟全国協議会等の解散に際して新たに234人の被災者家族で結成した「森永ヒ素ミルク中毒の子供を守る会」（(A)ケース参照：以下単に「子供を守る会」と呼ぶ）は、同会がそれまでに毎年1回続けてきたアンケート調査にもとづくものとして、「31年秋以降少なくとも4人の中毒症患者が死亡している」と発表した。また、11月12日には、昭和30年当時重症患者として認定され歩行や自分の手での食事も困難であった福井県の14才の女子が前日（11日）に激しいけいれんのあと呼吸困難になって死亡したことが

(1) 「6人委員会」の詳細については(A)ケース参照。

新聞紙上で伝えられた。

昭和45年暮までの調査と検診

その後丸山報告や新聞の報道に呼応するように、各種の学会、厚生省、地方自治体などが、後遺症の調査に乗りだす動きを見せはじめた。

まず、11月20日には、日本公衆衛生学会が理事会を開き、①学会内に委員会を作って学問的追跡調査を行なう、②厚生省が対策に取り組むよう申し入れる、という2点を決定した。11月に入ると、大阪大学医学部の有志が「森永ヒ素ミルク中毒後遺症調査会」というグループを結成した。また、岡山でも、岡山大学医学部衛生学教室、新医協、民医連らのグループが「森永ヒ素ミルク中毒被災児後遺症調査研究班」を結成し、翌45年1月から自主的な精密検診・調査を始めた。

つづいて11月23日には、大阪市教育委員会が、市内の中学校に在学している55人について体格などを調べた結果を発表した。この調査は、全大阪森永ヒ素ミルク被害者同盟員名簿の大阪市関係者152人の中から当時市立中学校に在籍していた55人について、昭和43年度の定期健康診断の結果を分析し、その平均値を一般生徒の平均値と比較したものであった。⁽²⁾ この調査によると、身長、体重、胸囲、座高およびIQ（知能指数）などの全ての面で、55人の平均値は一般生徒全体の平均値より劣っていると報告された。

一方、厚生省は、11月26日、事故発生当時患者の診断や治療に当たった各大学の関係者を集め今後の対策を含めて意見聴取を行なった。出席者の意見は、①当時中毒患者には重症者が多かったが治療が予想以上に効果的で大部分治癒した、②当時から後遺症に関する十分な事後観察をしたが、そのような例は発見できず、1年後に全員治癒の判定をした、③今後ともヒ素による後遺症はまずないと考えているが、④現に後遺症の不安を訴えている人がかなりいるので今後十分な診断を行なう必要があり、さしあたり一定地域を限りヒ素による後遺症であるかどうかの研究的な調査をすべきだ、というものであった。これを受けて厚生省は、年内にも研究班を作り翌年早々まず約2,100人の被災者をだし、当時の記録がもっとも整備されている岡山県について患者の検診を行なうという方針を明らかにした。厚生省は、この方針にもとづき、とりあえず昭和44年分として130万円の検診予算を計上し、厚生省の依頼により岡山県が昭和45年3月に岡山済生会病院の大和人士院長を委員長とする「岡山県粉乳ヒ素中毒調査委員会準備会」を発足させた。しかしながら、子供を守る会などがこれを官制検診であるとして反対運動を起したために、実際に岡山県で検診が行なわれたのは約1年遅れて昭和46年2月～10月のことであった。

年が明けて、昭和45年3月7日には、大阪府議会が、「被災者の救済、治療などのための緊急措置を政府に強く要望する」旨の決議案（共産党提案）を可決した。

さらに京都府でも、昭和45年7月6日に蜷川知事が「府立医大などに研究班を設置して患者の追跡調査を行ない、後遺症が明らかになった場合は原爆被害者と同様に精密検診、治療が受けられるよう措置したい」という方針を発表し、10月には京都府、京都市の委託で「京都府森永ヒ素ミルク中毒追跡調査委員会」が発足した。

さらに、同年暮の11月20日には、福井県医師会（久津見専会長）が、医師会としては初めての実態調査結果を発表した。この調査は、同医師会に属する富沢貞造福井赤十字病院小児科部長ら3人の医師が、同年初

(2) 昭和31年当時認定された大阪府下の被災者数は1,253人（前述）。

めから行なったものであった。調査の対象となったのは、昭和30年当時認定された72人の被災者のうち、転居などで居所の不明な者を除いた42人で、中毒時の症状分類で重症者5人（全被災者72人中の重症者は7人）中症者14人、軽症者9人、微症者14人、という構成であった。この調査結果によると、被災者の身長と体重の平均値は、それぞれ県平均をわずかに下回っていたが、これは統計的にみていわゆる「有意の差」とはいえないものであった。知能指数では89以下の低級者が平均より若干多く（13人）、90～109の普通者が若干少く（12人）、110以上の上級者は一般とほぼ同じ（17人）であった。また、脳性マヒ、けいれん、眼疾、精薄などは1人も見られなかった。さらに、成長、知能、健康に問題をもつ11人について精密検査をしたところ、先天異常、後天性疾患が10人を占め、ヒ素ミルクの影響とはみられなかった、と報告された。

10月14日、「子供を守る会大阪支部」は、1カ月前の9月15日と10月9日に脳性マヒの症状にあった女子と急性骨髄性白血病と診断されていた男子の被災者が、それぞれ心臓発作と脳出血で死亡したと発表した。10さらに、11月13日には、広島で病弱で学校も休みがちだった女子高校生の被災者が焼身自殺をはかるという事件が報道された。

11月29日には、先に述べた岡山県の有志グループから成る「後遺症調査研究班」が1月から5月までと7月から8月までに行なった中毒患者209人の検診結果にもとづいて中間報告を発表した。この中間報告は「調査対象となった209人のうち、すぐに治療の必要な者61人、養護が必要な者31人で、その主な症状は、精神薄弱、脳性マヒ、慢性肝炎、慢性じん炎。このほか皮膚の色素沈着、視力障害、難聴などで日常生活に支障のある者22人、心電図異常、脳波異常などで半年以内に再診が必要となる者67人。日常生活に支障がないかあるいは何の異常も認められなかった者28人」という内容のものであった。

また、先に述べた大阪大学医学部有志の「中毒後遺症調査会」は、大阪、兵庫、京都、岡山、香川、徳島などの地域から大阪大学に連絡のあった患者228人についててんかん症状に焦点をあてたアンケート調査、20面接調査、脳波検査などを行っていたが、12月4日、「228人中現在もてんかん症状に悩んでいる患者が25人（10.96%）おり、このうち30年当時大阪府に在住していた被災児は14人。これは、厚生省発表による府下の中毒患者総数1,253人の1.12%に当り、新潟大の調査による全国平均に比べると約3倍の発生率である」ことを発表した。

25

補償問題の再燃

このように後遺症問題に対する関心が高まるにつれて、昭和31年に一旦は落ち着いたかに考えられていた補償問題もまたくすぶりだしていた。「子供を守る会」（前述）は、昭和44年10月29日岡山市で会合を開き、厚生省と岡山県に対し、「被害者救済委員会を設置すること」を、また森永乳業に対しては「会社の年間純利益の5%を永久に提供すること」を要求する声明を発表した。また、これを契機として「子供を守る会」30を全国組織として再組織しようとする動きも活発になり、11月末には第1回全国総会が開かれて、厚生省に対する行政責任、森永乳業に対する企業責任の追求、協力医療陣による自主的検診と後遺症究明、などの方針を決定した。

こうした動きに対し、森永乳業の大野勇社長は、昭和45年10月17日、記者会見を行ない、「丸山教授の指摘以来1年間、森永は何もしなかったように受取られているが、医師団のメンバーに異論が出てなかなか35とが運ばなかった。岡山でやっと検診も始められようという動きになったので、もしさしつかえなければ換

診にかかった経費を支払いたい。検診の結果後遺症がはっきりすればもちろん補償を行ない、森永ミルクとの因果関係がよく分らないものについてもケースバイケースでできるだけのことをしたい」と述べた。そして、昭和45年12月11日、「子供を守る会」と森永乳業との交渉が始められた。この交渉の中で、「子供を守る会」は次のような諸点を要求した。

<当面の具体的な要求として>

- ①緊急に介護を要する被災者に対し、直ちに救済措置をとること。
- ②死亡した被災者の遺族の嘆き悲しみに応える誠意ある措置をとること。
- ③被災者の負担している自主検診諸経費を、即時無条件に弁済すること。
- ④協力医療陣の負担している研究、調査、検診などの経費を即時無条件に弁済すること。
- ⑤今後、全被災者が安心して検診、治療、養護などが受けられるような恒久的措置を確立すること。

<交渉のもち方について>

- ①本部交渉と現地交渉の2本立てで、鋭意継続すること。
- ②本部交渉は原則として毎月1回定期的に開催し、その日時、場所の決定については「子供を守る会」側の都合を優先すること。
- ③現地交渉は、「子供を守る会」各府県支部と、会社側との間で必要に応じて開催すること。
- ④話し合いを能率的に進めるため、会社は現地に責任をもった交渉の窓口を開くこと。

これらの要求に対し、森永乳業側は、<交渉のもち方>に関してはその場でただちに合意し、<当面の要求>に関しては、昭和46年に入ってから第2回、第3回交渉を経て、

- ①重症児の養護に関しては、中毒との因果関係はともかくとして、申し出があり次第、緊急の人道問題として措置する。
- ②死亡した被災児の遺族に対しては、できるだけのことをしたい。
- ③被災者が負担している自主検診の諸経費および協力医療陣が負担している費用については、森永乳業が支払うので、関係医療機関と協議する。

昭和46年以降の調査と検診

昭和46年1月26日、大阪府は、2月から3月にかけて、大阪市、堺市の協力を得た府独自の実態調査を行なうことを決定した。しかしながら、昭和30年の事故発生当時、大阪府はこれをただの食中毒事件として処理し、規則で決められている書類の保存期間10年を過ぎた昭和40年に関係書類を廃棄処分にしたため、被害者の名前さえはつきりつかめないのが現状であった。

2月7日には、昭和30年に「6人委員会」(A)ケース参照)を設けて治療判定基準を設定した日本小児科学会が、理事会の場で、①患者の追跡調査と救済の第1段階として5人の理事が各方面の資料を早急に集める、②日本公衆衛生学会や日本衛生学会と連絡をとる、③岡山県粉乳中毒調査委員会の木本岡山大学教授から調査結果などを聞く、などの方針を決め、また、これまで同学会が授賞者を選考してきた「森永奉仕賞」(財団法人森永奉仕会による研究奨励金)についても、乳業界と同学会との関係が疑われている折でもあり、再検討することになった。また、4月5日には、6人委員会の全委員が大阪市内のホテルで記者会見し、①昭和30年暮に発表した治療判定基準に欠陥があったこと、②当時「現段階では後遺症とみられる症状はない」

との見解を公表したことが被害児の診察・治療にあたった各地の小児科医に「後遺症なし」との先入感を与える結果になったこと、などについて反省する、という見解を表明した。同学会では、4月25日に7人のメンバーから成る「森永ヒ素ミルク中毒調査小委員会」を開いたが、この小委員会は、「6人委員会」に対し「今後、小児科学会の委員会とは認めない」旨を通告し、「16年間も患者を放っておいた社会的、科学的な責任を痛感する」という自己批判を行なった。同小委員会はまた、①森永乳業に対し、患者の個人的秘密を学会が責任をもって守るという条件つきで患者名簿を引きわたすことと、②検診を円滑にするために「子供を守る会」を窓口とする救済基金をつくること、などを求める要望書を採用した。しかしながら、この答申を受けた5月5日の理事会では、「名簿を入手した際、患者のプライバシーを守る自信がない」、「たった1回の会合で要望書を作成するところまで論議が進むのはおかしい」などの意見が出て審議未了となり、6月13日の理事会でも今後の審議に残されることになり、承認されなかった。また、7月4日の同学会理事会では、過去4年間にわたって「森永奉仕会」(A)ケース参照)から27万円の研究奨励金を受けていた名大小児科学教室が、これまでに受けた奨励金を被災児のために使ってほしいとして同学会に寄託すると申し出たことが明らかにされた。

また、2月28日には、「子供を守る会」と日本小児科学会に加入している学者や開業医の有志による懇談会が京都大学医学部公衆衛生学教室で開かれ、「子供を守る会」徳島支部事務局長の笠井聡氏が、同県下の会員家庭85世帯100人の人を対象に行なった調査をもとに、「被害者の70パーセントに頭脳障害があり、肩こりやリュウマチなど一種の老化症状をみせている。このまま放置すれば、10年以内に、その3分の1は死亡し、別の3分の1は廃人同様になってしまうだろう」というショッキングな発表を行なった。

7月13日、知恵遅れ、けいれんなどの症状のあった17才の被災児がかぜをひいて高熱を発し衰弱して死亡、つづいて2週間後の7月27日にも、2年半ほど前から寝たきりだった16才の少年がけいれんを起して死亡した。前者の少年の遺体を解剖した岡野大阪大学医学部教授は、10月23日同学部の有志の間で開かれた「森永ヒ素ミルク中毒症追跡調査会」の症例検討会において、骨格、歯、臓器、神経細胞などの異常について中間報告し、「わずか一例の解剖例などで断定はできないが、ヒ素が脳細胞に直接影響を与えたとはいえないものの、脳の血管など代謝系に障害を与え、それが脳細胞に影響を与えた可能性は高い。解剖の結果、同君については、病理学的立場からみてヒ素無関係説はとれない」という微妙な発言を行なった。

京都府と京都市から委嘱されて京都府下の被災児の追跡調査をしていた「京都府森永ヒ素ミルク中毒追跡調査委員会」は、12月22日、1年2カ月にわたる調査を終え、府、市に報告した。調査は府、市が追跡調査してつかんだ被災児554人のうち受診に応じた295人を対象として行なったものであったが、その報告書は、「中毒児が肉体系精神面で同年令の子供たちより劣っていること」および「中毒児たちが自分の将来に不安を感じていること」を指摘していた。295人の被災児の平均身長は男165.79cm、女154.83cmで京都府の16才の高校生の平均身長168.0cm、女156.81cmよりともに低く、脳波検査では、問題になる脳波が30.3%の率を示し、早い時期からヒ素ミルクを飲んだ中毒児ほど脳波の異常を示す率が高かったと報告された。

翌昭和47年6月12日には、軽症患者と認定されていた17才の少女が肝硬変を悪化させて死亡し、⁽³⁾ 8月16日には下半身と右手のマヒに苦しんでいた17才の少年が死亡した。5月に開かれた「子供を守る会」徳島県本部での家族懇談会では、被災児の親たちの中にも後遺症を訴える者が現われた。また同徳島県本部は、7

(3) その後この少女は遺伝性のウィルソン病であったことが分った。

月26日、昭和45年4月に県立高校に進学した被災児49人のうち6月末までに10人が中途退学しており、留年中で退学寸前に追込まれている者も7人いるという調査結果を発表した。

8月19日、「子供を守る会」大阪府本部、弁護士、医師などで構成されていた「大阪府森永ミルク中毒対策会議」は、同日開いた検討会で「被災児が結婚した場合、産まれる子供に影響がないかどうか見守ってゆく必要がある」という点で意見の一致をみたと発表した。

一方、昭和46年2月から10月末まで厚生省の委託で被災者の健康調査をしていた岡山県粉乳ヒ素中毒調査委員会（前述）は、昭和47年12月7日にその検診の分析結果を厚生省に報告した。

この調査では、県下の約2,000人の被災者のうち723人が岡山県医学部付属病院など41の医療機関で検診を受けた。この報告書は、精神神経科、脳波、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、胸部レントゲン、心電図、皮膚、筋電図、発育、骨、臨床検査など12の専門委員会が、これら41の医療機関から集めたカルテ、脳波、心電図などを検討した結果にもとづき、「受診者の中には、被災当時の残像と思われる皮膚の色素異常を除けば、共通した特異な症状は認められなかった」、「大多数の受診者は、憂慮すべき経過をたどっているとは考えられない。被災児は他の健康な思春期の子供たちと同じような健康状態と考えられる。この事実は、中学3年時において被害児と正常児群の間に身長、体重、知能指数について差がなかったという岡山県衛生部の報告と一致している」と結論づけていた。

この報告結果に対し、「子供を守る会」は、同日、次のような要旨の抗議声明を発表した。「検診は、守る会がかねてから主張しているように、後遺症なしの前提のもとに実施され、因果関係不明を主張する森永側に科学的な根拠を与えるための政治的な検診である。非公開討議により被害者不在の結論を出しているが、これは何らの拘束力をもつものではない。厚生省、岡山県と医師は、公害企業森永とゆ着して被害者を17年前と同じように抹殺しようとしている。われわれは、今後ともこのような非道義の勢力と厳しく対決、その欺まん性を明らかにしていく。」

恒久救済への途

昭和46年に入ると、森永乳業は被災者に対して、より積極的な態度をとるようになった。まず1月23日から、部課長を含む同社社員が、被害者宅を訪問し、事故後放置したことに対する謝罪、被災者やその家族の意見の聴取、森永乳業の考え方の説明、などを少しずつではあるが開始した。また、3月14日に大阪府医師会館で開かれた第4回本部交渉では、「子供を守る会」側が出していた〈当面の要求〉（前述）で残されていた⑤の「恒久的措置」の作成に当たっての原則として次の5項目の合意が成立した。

- ① 恒久的措置には、継続的な健康管理が必要である。
- ② 健康管理体制の中で、被害者側は医療機関選択の権利をもつ。
- ③ 未確認患者については、会社は事実関係をチェックする立場ではないが、本当の患者であればその人たちを患者として取り扱う。
- ④ 恒久的措置に必要な費用は、会社が負担する。
- ⑤ 恒久的措置には、福祉面も含む。

そして、恒久救済については、まず森永側が4月18日までに具体案を「子供を守る会」に提案することになった。この本部交渉には、森永乳業からは東常務取締役ら4人、被災者側からは関係者約80人が出席した。

しかしながら、4月17日、森永乳業の幹部は岡山で「子供を守る会」の代表と会い、「被災者の恒久的対策の具体案を検討してきたが、当社のみで作成することは難しい。双方が参加する小委員会で立案したい」と回答した。そして、この回答を不満とする「守る会」との間で、4月に第5回、5月に第6回、6月に第7回の本部交渉がそれぞれ広島、徳島、京都で開かれたが、交渉の大きな進展は見られなかった。7月11日、奈良で開かれた第8回本部交渉で、森永乳業側は、次の2つの理由から、岡山県で行なわれている検診結果 5
が出るまで本部交渉を一時延期したい、との申し入れを行なった。

- ① 会社は、因果関係の有無にかかわらず、緊急治療を要する方に対する治療費ならびに重症者に対する介護料の支払いなど必要な暫定措置をとっていく。
- ② 今後の恒久措置に関する本部交渉については、検診によって明らかとなる医学的解明の結果にもとづいて行ないたい。
- ③ 緊急治療等に関する現地交渉は従来通りに行なう。

「子供を守る会」は、この申し入れが、会社側の一方的交渉打ち切りであり、被災者に対する不誠意な態度であるとして激しく抗議した。そして、7月31日、森永乳業側は、7月11日の申し入れについての主旨説明文書を提示し、「実態が明らかになるまでは、これまでのような本部交渉ではなく、総括的な解決案を作るための委員会形式による本部間の話し合いや現地交渉は続けていきたいし、本部交渉を打切る考えはない」旨を 15
伝え、これに対して「子供を守る会」側も原則的に了承した。

また、8月8日、兵庫県民会館で開かれた「子供を守る会」全国集会に出席した森永乳業の大村専務取締役は、その挨拶の中で、これまでの交渉経過の中で会社側が示した対策について概要説明したのち、「もし後遺症が医学的に解明されれば、5人委員会の意見書にも明記されているように当然補償を行なうべきだと考えている。また、もし後遺症の有無が不明の場合でも、大きな不安を与えたことからして、社会的にみて 20
何らかの措置をしたい。しかしながら、医学的な解明結果によってこそ真の解決が得られると考えており、真実追求という共通の立場から双方で努力していきたい」旨を述べた。

次いで、8月22日には「子供を守る会」の全国総会が開かれ、生活協同組合、大阪府対策会議、京都府調査委員会、民医連、森永を告発する全国連絡会議などの代表者が出席し、京都府知事、大阪府知事、京都その他の関西地区革新系市長、日本小児科学会理事長、岡山県総評、日本共産党岡山県委員会その他から激励 25
の電報やメッセージが寄せられた。

11月15日、「守る会」の代表ら8人は厚生省を訪問し、「本事件に対し、国は今後どのような対策をとるのか」、「被害児の全国的な実態調査を行なうべきではないか」などと追求したのに対し、同省の信沢審議官（食品衛生担当）は、「事件について厚生省がすでに終わったことと誤解されるような態度をとってきたことは事実で、その点では厚生省の手は汚れており、深く反省している」、「被害児の実態調査は必要だ 30
と思う。費用の点で、国が出すか企業に出させるかなど問題点は多いが、やる方向で検討する」、「森永乳業に対しては、被害児への救済措置をしっかりとやるよう、数日中に国として申し入れる」などの点を明らかにした。

11月28日、第9回の本部交渉が岡山市で開かれ、森永乳業側からは古田渉外本部長ら3人、「子供を守る会」側からは岩月理事長ほか各府本部代表ら約20人が出席したほか、対策会議など支援団体関係者など約60 35
人が傍聴した。この席上、森永乳業側は、「子供を守る会」側の要求に対し、「自主検診費用として3月25

日に850万円を支払ったが、その後の検診費用は11月末分まで負担する。現地窓口担当者と連絡を密にして処理をよりスムーズにすること」および「被災者の恒久的救済の具体案をすでに作成中であること」などを回答した。これに対し、「子供を守る会」は翌月19日に行なう同会各府県本部代表者会談代表者会議までにその具体案を提示するよう要求し、森永乳業側もこれを了解した。

翌12月17日、森永乳業は、「守る会」に対し、健康診断、治療、援護、機関、その他、の6項目から成る「恒久救済案の骨子」を文書で示した。このうち、健康診断の項では、「希望する人は今後1年間すべて健康診断を受けてもらう。その結果さらに健康管理上続いて診断が必要な場合はひきつづき健康診断を受けてもらい、費用は原則として森永乳業側が負担する」とされていた。治療の項では、「医師から要治療とされた場合の治療費は、医療保健の本人負担分を限度として森永乳業が負担する」とされていた。また、援護の項では、「とくに慢性の重い症状があって、日常生活に著しい制限のある被災者については、援護のための年金をおくる」とし、機関の項では、「年金支給者への判定業務などを円滑にするための機関を設け、森永乳業はこれに基金を提供する。この機関の役員は、被災者、学識経験者、森永乳業側がそれぞれ出す」と記されていた。この提案を受けた「守る会」側は、その後検討を重ねたが、翌昭和47年2月13日に神戸で開かれた第12回本部交渉の場で、「ヒ素ミルク事件の全容はまだ分っていない。このため、今は届け出ていない未登録患者が将来補償を求めようとしても、今回の会社側の救済案では適用されないケースも出てくる恐れが十分ある。したがって、まず被害の実状をはっきりつかんだ上、ケース・バイ・ケースで、患者1人1人についてどのように補償するかを会社との交渉で解決していく、という積上げ方式こそ大切だ」として、前記の森永乳業側が示した救済案を全面的に拒否する旨、文書で回答した。これに対し、森永乳業側からも再三にわたる説明が行なわれたが、結局前記の救済案は拒否された。この日の交渉には、森永乳業側からは古田渉外本部長、池田渉外本部長ら3人が出席し、「守る会」側からは岩月理事長ら被災者家族を含む約100人が出席した。

この間、昭和46年10月にまず徳島で、つづいて岡山で「森永ミルク中毒のこどもの会」が生れ、昭和47年8月20日には、全国組織「森永ミルク中毒被害者の会」が岡山で結成された。この新組織は、森永乳業との交渉などについては親の組織である「子供を守る会」との連絡をとりながら、自主的な運動を進めてゆく、という方針をうちだした。

翌年6月、裁判などの打合せに徳島市を訪れた森永乳業渉外本部長の古田氏は、後遺症問題で被害者と認定されこれまで森永乳業側が治療費を負担している人たちは約500人であること、新たに約150人が被害者認定を求めていること、を明らかにし、会社側としてもその多くを占める高校3年生が社会に出るまでに何らかの良心的な救済措置をとりたいとの考えから、「これらの新たな認定希望者に対しても、厚生省、『守る会』、会社の間で話し合いがつけば、年内にも、精密検診、治療費負担、重症者に対する月2万円ていどの年金給付などを実施したい」旨を発表した。この問題については、4月3日「守る会」の代表者らが齊藤厚生大臣に対し、未確認者の認定の早期実施、被害者手帳の配布などを申し入れており、また、森永乳業からも4月5日未確認者の問題について早急解決のための具体的方法の指示を厚生省に求めていたのであった。

因果関係の承認

昭和47年8月15日、森永乳業は常務会の決定にもとづき、「森永粉乳中毒事件について」と題する文書を

作成し、これを新聞紙上を通じて発表した。この文書は、同社が「これまで食品企業としての公的責任に欠けるところのあったことを卒直に認め、今後の具体的措置については『子供を守る会』の示すところに全面的に沿っていく」旨を明らかにしたものであった。また、この問題を担当している東常務取締役は、さらにつけ加えて、「現在困っている人々は因果関係があるからであり、後遺症があるという前提で救済に取り組む」とも述べた。

5

そして18日には、上記の常務会決定に関する文書が、古田渉外本部長の手を通じて「守る会」側へ手渡された。一方これを受けた「守る会」側は、この文書だけでは会社が企業責任を認めるのかどうかははっきりしないとし、2日後の8月20日に岡山市で開かれた同会第4回全国総会において、会社側に要求する「被害者の恒久的救済に関する対策案（大綱）」を承認し、これを基礎とした交渉に応ずるよう森永乳業に対し申し入れた。また、この申し入れには、大野社長の本部交渉への出席も条件として付された。この対策案は、(1) 健康管理・追跡調査、(2)治療、(3)健康手帳、(4)家族に対する保障、(5)保護育成とその施設、(6)生活権の回復、(7)研究機構・研究施設、(8)森永ミルク中毒被害者救済対策委員会、の8部からなる包括的なもので、その内容は、附録1に示す如くであった。また、半月後の9月5日には、本部交渉における「子供を守る会」への支援態勢強化および交渉決裂の場合の訴訟提起準備の充実を目的として、「子供を守る会」各支部の弁護士63人が「森永ミルク中毒事件弁護団」を結成したことが報じられた。

15

上記申し入れに応じた森永乳業と「守る会」との第14回本部交渉は9月24日岡山市で開かれ、森永乳業からは昭和45年12月の第1回本部交渉以来、大野勇社長がはじめて出席した。この会合で挨拶に立った大野社長は、「積極的に被災者の健康について追跡調査を実施していなかったことは、誠に慙愧の念にたえない。また、これまで、『守る会』側からみる観点で会社側に欠けていた点を反省している。今後については、個々の問題についての法的関係は別として、『守る会』との交渉を円滑かつ速やかに進めるために、因果関係を認めて、『守る会』の恒久案に沿って話し合いを進め、末永い償いをしたい」という旨を述べた。

20

しかしながら、「子供を守る会」側は、「法的因果関係も認めなければ全面的な因果関係の承認とはいえず一歩も前へ進むことができない」と詰めよった。そして、これに対し会社側が「個々の人が法的な手段に訴える場合も予想されるので、法的な因果関係を認めるわけにはいかない」と応答したため、交渉は紛糾し物別れに終わった。

25

この結果、本部交渉は再度中断されたが、その後、小人数による非公式交渉が10月14日に大阪で開かれ、「守る会」側から内々に「補償についての腹づもりを聞かせてほしい」という打診が行なわれた。そして11月4日、岡山市の「守る会」本部事務局で森永乳業からは古田渉外本部長、池田渉外部長の2人、「子供を守る会」側からは黒川副理事長、岡崎事務局長ら3人が会合をもった。この席上、森永乳業側は、前記の打診に対する回答として、「全被害者を救済するため15億円を出す用意がある」と口頭で申し入れた。森永乳業側の説明によれば、この15億円のうち、10億円は、検診、治療、介護費分であり、5億円は福祉関係その他の費用分（死亡者問題については触れなかった。⁽⁴⁾ 参照）であった。また、この15億円ですべてを解決してほしい旨も添えられた。

30

(4) 昭和47年11月現在、森永乳業は、被災者の戸別訪問によって、事件当時厚生省がヒ素中毒による死亡者として、発表した130人のほかに、約270人の死亡者がいることを確認していたが、この270人の中には事故死なども少なからず含まれており、ヒ素中毒によるものかどうか明確ではなかった。

この申入れに対し「守る会」は、翌5日、「森永乳業の提案は、患者家族の切崩しを図り、被災者救済を中途半端にして逃げ切ろうとするものである」との統一見解を発表し、15億円については、患者、家族救済の第1回分の積立資金としてこれを要求することを決めた。また、森永ミルク中毒事件弁護団（前述）の伊多波弁護士は、「最近、公害などによる死者の補償は1,000万円から1,500万円。ヒ素ミルク中毒による被害は死者だけでも400人ほどとみられ、これだけで40億円から60億円は必要だ。総額15億円では全被害者をならして1人当たり10万円ほどに過ぎなくなる。しかも打切り補償は恒久救済の全面否定だ」と指摘した。

その後、12月3日に行なわれた第15回本部交渉も物別れに終り、「守る会」は12月10日の全国理事会で①民事訴訟の提起と②森永製品の全国的不買運動の展開を決議した。そしてこの決議にもとづき、「守る会」は、昭和48年4月10日、大阪、京都など近畿2府3県の被害児34人と死亡者の親2人の計36人を原告とし、森永乳業と国を相手どって、大阪地方裁判所に第1次の訴訟を起した。その訴状は、京都府などによる集団検診結果（前述）をもとに、被害児には脳神経系を中心とした障害の発生率が普通児に比べ異常に高いことをあげ、「現在の症状はすべて有毒ミルクに起因する」という因果関係論を主張し、森永乳業と国の不法行為を次のように指摘した。

1 森永乳業は、規格成分が明らかでない危険性の高い化学的合成品である第二リン酸ソーダを格別な調査もせず乳質安定剤として添加し、ヒ素中毒など重金属による中毒症を発生させた。

2 この第二リン酸ソーダは、日本軽金属清水工場の産業廃棄物から作られ、大量のヒ素化合物を含む毒物であり、国は静岡県を通じてその事実を知っていたのに、毒物劇物等取締法の求めるすみやかな規制措置を怠り、市場に流通する結果を容認した。

3 国は、「自然界に相当量ある物質は、食品衛生法が食品への添加を規制している化学的合成品に当たらない」という誤った法解釈で、第二リン酸ソーダを規制対象からはずし、成分、品質が不明な添加物が使われる危険を防止できなかった。

4 国は後遺症の恐れと、被害児に対する長期間の追跡の必要性が当初から指摘されていたにもかかわらず、ずさんな検診で1年後には「治ゆ」と判定、その後の治療、診断の必要性を否定して10数年間も被害児を放置した。

原告は、以上のような指摘にもとづき、1人一律1,000万円の損害賠償と弁護士費用150万円、総額4億1,400万円を要求した。この第1次訴訟の原告36人には、死者や寝たきりの重症者のほか「疲れやすい」など巾広い異常を訴えている軽症者、さらには未確認患者3人も含まれており、弁護団側は、これまでに明らかになった全被害児の特徴や問題点を浮彫りにする原告構成になっていると述べた。また、「子供を守る会」側は、この訴訟を被害児とその家族の「恒久救済案」を実現するための代表訴訟と考え、岡山、徳島をはじめとする各地で同様の訴訟を起してゆき、勝訴によって得た金銭はその全額を恒久救済のための基金とすることを原告と取り決めていた。

なお、昭和31年5月に234人で発足した「子供を守る会」の会員は、一時は数十人にまで減っていたが、丸山報告以降の再組織化が進み、昭和48年5月当時には、約1,700家族がこの会に参加していた。

不買不売運動と株主運動

「守る会」との本部交渉が始まった昭和45年の暮頃から、森永製品に対する不買運動を起す動きが現われ

てきた。まず、「子供を守る会」の広島支部および岡山県支部が同年11月13日に森永全製品の不買運動を決めたが、翌46年1月29日には福島県生協連（生活協同組合連合会）に飛び火し、5月までには、神奈川県生協連（2月）、広島県生協連（5月）、広島消費者団体連絡会議なども不買不売運動を決議した。さらに、8月23日には、国鉄動力車労組が労組としてははじめて森永全製品の不買不売運動を決めた。

福島県生協連は、さらに、昭和46年6月に森永乳業株1万株を取得し、同年11月30日およびその後の株主総会に出席し、患者の救済問題などについて質問を行っていた。昭和48年現在、多くの大学生協なども含めこの不買不売運動はさらに広がりを見せており、また、大阪府の一部と京都府では、学校給食に森永製品を使用することをとりやめていた。

患者名簿の移管

昭和30年から31年にかけて作成された患者名簿は、各自治体や厚生省では10年を経た昭和41年に廃棄処分にしてしまっていたため、その写しが森永乳業にしか残っていなかった。昭和45年暮から、本部交渉が始まると、「守る会」側は再三にわたり患者名簿の提出を求めた。しかしながら、森永乳業側は、昭和45年に700人の被害者に対して行なったアンケート調査で約3割の人が名簿の公開を希望しなかった点から、プライバシーを守るためとして名簿の提出を拒否していた。

また、前述のごとく昭和46年4月には、日本小児科学会の中に設けられた森永ヒ素ミルク中毒調査小委員会が、森永乳業に対する要望書の中で、「被害者の人権や秘密は同学会が責任をもって守る」という条件つきで患者名簿を同学会に移管することを求めることを決議したが、理事会で「名簿を入手した際患者のプライバシーを守る自信がない」などの意見が出てこの要望書は棚上げされてしまった。

しかしながら、その後この問題に関しては、厚生省と森永乳業との間で協議が行なわれ、昭和47年6月27日に名簿は厚生省の手に渡った。移管された名簿には当中毒で死んだ130人の死亡者を含めて、12,307人の住所、氏名、保護者名などが府県別に整理されていた。このうち、森永乳業によって所在が確認されているのは男4,502人、女3,344人の計7,846人で、残る4,461人については、この時点では所在が不明であった。

昭和30年度から昭和47年度までの企業活動の概要

昭和30年当時、同社は年間約90億円の純売上高と、年間約8億円の諸税引当後純利益をあげていた（附表1参照）。MF缶事件による諸損費は、合計約7億2,000万円にのぼり、これらは昭和30年上期から同33年下期までにわたり、それぞれ約2億2,600万円（30年上期）、3億7,500万円（30年下期）、7,500万円（31年上期）、1,800万円（31年下期）、850万円（32年上期）、700万円（32年下期）、600万円（33年上期）、500万円（33年下期）が利益剰余金の減少分として計上された。

事件の発生した昭和30年度、同社の売上高は上、下期とも前年実績を下まわる低迷をみたが、昭和31年5月に、被害者側との妥結が成立した頃から販売実績は徐々に復調し、昭和35年上期には半期に約116億円の実績をあげて100億円の大台をはじめて突破した。また、同期税引後純利益も約3億5,000万円が計上された。しかしながら、売上高の順調の伸びに対して、利益額は、原料乳の需給バランスからくる市況変動、各社の大量販売政策や天候不順などによってもたらされる製品価格の乱れ、人件費や運賃の上昇などの影響から変動が激しかった（附表参照）。この営業実績の成長には、ヨーグルト、アイスクリーム、バター、チーズな

ど新たな主力商品の伸びによる貢献も大きかったが、問題を起した調整粉乳も人工栄養の普及を背景として、ベータ・ドライミルクを中心に徐々にその需要を拡大していった。事件発生当時約50%強を占めていた調整粉乳のシェアは昭和30年から31年にかけて約35%近くにまで低下したが、昭和35年には約40%の水準にまで回復し、売上総数も昭和30年当時のほぼ倍増の約2,000万缶の水準に達し、昭和40年度には40数パーセントのシェア・レベルの回復と総需要の増加が相まって、売上総数は5,000万缶（1ポンド缶換算）に達した。5
これらの需要増に対し、生産面でも、昭和32年4月には、東洋一を誇る総合工場と銘打った東京工場が操業を開始し、フルーツヨーグルト、ドリンクコーラス、コーヒー牛乳などの新製品が同工場から市場に送られた。同工場の市乳部門には、わが国ではじめてのウルトラプロセス（超高温瞬間殺菌装置）も装備され、この装置はその後、新宿、目黒、横浜、大阪、名古屋などの同社の主力工場にも導入された。昭和34年4月には、もう1つの超近代的工場として阪神工場も操業を開始した。また、上記2工場を中心とする自社工場の10
5
10
15
20
25
30
35

調整粉乳の分野では、昭和28年に発売された「森永ベータドライミルク」が徐々に改良を加えられながら販売されていたが、昭和35年5月には、乳糖分解物（GLL）を溶解し人工栄養の欠点であった便秘を解消する新製品「森永Gドライミルク」が、次いで昭和38年5月には、さらにガラクトースを添加した新製品「森永ダブルGドライミルク」が発売され、その重点は次第に新製品に移されていった。

また、昭和36年には、コーヒー用クリームパウダーのクリープ⁵⁾をはじめとして、ベビーパウダー、インスタント離乳食、ジュース、昭和41年には発酵乳マミーなども加わり製品ラインの多様化が進められた。

販売面でもいくつかの新しい努力がなされた。昭和31年に大阪を皮切りとして、妊娠中の母親や新生児をもつ母親を対象としたお母さん教室を開設したほか、京阪神地区を中心として各大学や有名病院の産婦人科医師に働きかけて森永製品の利用を促進する活動も根強く行なわれた。また、昭和38年5月に「ダブルGドライミルク」が発売されてからは、新たに添加したガラクトースが大脳皮質の構成成分である糖脂質の母体であり脳細胞の組織促進に役立つものであることから、「頭のよい子に育てよう」森永ダブルGドライミルク」というキャンペーンが店頭広告、新聞広告、ラジオ・テレビ広告などを通じて大々的に行なわれた。また、昭和42年4月には、脂肪やたん白質の吸収度改善、ガラクトースと脂肪質の強化などの改良を加えた「ダイヤG森永ドライミルク」が、さらに昭和44年8月には「クラウンダイヤG森永ドライミルク」も発売された。

需要面の伸長に応じて、昭和40年代に入ってから、次々と生産設備の増設が行なわれた。昭和40年末には世界最新鋭のオートメーション設備を備えた中京工場、41年には東京多摩工場、と子会社の広島工場等の市乳工場がそれぞれ完成したほか既存工場の増設や改良工事も数多く進められた。

こうした事業拡大のための資金需要増に対応して、昭和30年当時4億6,500万であった同社の資本金も次第に増強され、通算5回の増資を経て昭和48年当時には約15倍の60億円となっていた。（附表1参照）。

昭和40年代中盤に入ると既存製品分野の多様化と同時に、いくつかの経営多角化を目指した努力も行なわれた。昭和44年同社は、新タイプのソフト・シャーベット（冷凍炭酸ガス入りシャーベット）「マジック・

(5) クリープは、この年、科学技術庁長官賞を受賞した。

アイス」、原始食品「ヨーグル」、紅茶用粉末クリーム「ソネット」などを発売し製品ラインの強化を図ったが、このうち、「マジック・アイス」については、昭和45年12月、米国コココーラ社との間に製造技術と販売権に関する供与契約を結んだ。また、昭和45年2月には、米国カクラフトコ社との製造合弁事業としてエムケーチーズ会社を設立したほか、クラウンダイヤG森永ドライミルクの製造技術をノルウェーの乳業会社に技術輸出した。昭和45年11月には、MDプラント（ドライミルクの噴霧乾燥装置）⁶⁾のノウハウと欧州および太平洋州における製造販売権をデンマークのアンハロイド社に供与する契約を結び、翌年にはニュージーランドのノーザン・ワイロア酪農会社とMDプラントの輸出契約を結んだ。海外事業の面では、昭和45年にアイルランドでナチュラルチーズの製造販売を目的とした合弁会社ドネガル乳業会社に出資したほか、西ドイツでの合弁乳業事業、ミライ社にも共同出資した。また、全く新しい事業分野としては、昭和46年から、スウェーデンのAGA社製のパネルを用いた温水暖房器（アガ・サーモパネル）の輸入販売を始めたほか、自工場用として開発した廃水処理装置（M. O. ラグーンシステム）、ポリエチレン類焼却炉（M. O. プラシネーター）などの販売も始め、これらの事業も徐々に伸びつつあった。

昭和47年度、同社の純売上高は、前年比約5パーセント増の1,311億4,000万円、法人税等引当後純利益は、前年を20パーセント近く下回る8億4,800万円にとどまった。刑事裁判の長期化と民事訴訟まで開始された現在の状況は、これに関連して行なわれている森永製品不買不売運動と合わせて、営業面にいろいろなかたちでの圧迫を与えていると同社経営陣は考えていた。（昭和29年以來の主要財務数値の推移を附表1に、昭和47年度の財務状況を附表2に、昭和45～47年度における製品グループ別売上高構成の推移を附表3に、それぞれ示す。）

民事訴訟の開始

総額4億1,400万円の損害賠償を求めた前記民事訴訟の第1回公判は、昭和48年5月31日、大阪地方裁判所民事三部、石川恭裁判長係りで開始された。午前10時45分から始まった口頭弁論には、少人数の森永乳業側関係者に対して、原告側は、被害者、「子供を守る会」役員、各種支援団体のメンバーなど約100人が詰めかけた。

まず、原告側弁護団長の中坊公平弁護士が意見陳述として、「被害児の母親は、何よりも毒入りミルクをわが子に飲ませた自責の念にかられながら生活している。毒物を作ってはならないのは食品メーカーのもっとも基本的な義務であり、いかに詭弁を使おうとその責任は免れない。これまでの18年間は被害者圧殺の歴史である。被害児の中にはテンカン症のため精神病院から登校している者もいる。今からでも遅くない。森永と国は、その罪を反省し、責任を卒直に認め、被害者救済に当たることが、残された唯一の道である」という旨を述べた。また、原告団団長で被災児の息子をもつ岡田新次氏ら父兄2人と被災児の1人矢野健一郎氏（18才）が、現在に至るまでの苦しみや怒りを訴え、つづいて、原告側代理人が訴状を陳述し、「発育不良、脳性マヒや根気のなさといった被災児の現状の症状は、ヒ素ミルクによって全身を侵されたため発現した。森永は、安全注意義務を怠たり、ヒ素入りミルクを製造販売した過失、国は、ヒ素の含まれた問題の第二リン酸ソーダの存在を放置し、それを使用させたうえ、被害者の事後調査を放置した責任がある」と主張した。

⁶⁾ 同社の開発したこのMDプラントは、日本化学工学協会技術賞を受賞している。

これに対して、森永乳業側は、その答弁書の陳述で、未確認患者4人を除く原告の被災児がヒ素ミルクを飲みその当時ヒ素中毒症になったことは認めましたが、現在の症状については認否を保留し、原告側の主張する因果関係論、責任論、損害論等についてはいずれも争うとした。また、同時に、各原告被災児について、有毒ミルクの飲用期間、量、中毒症状発生の日時などを明らかにするよう、原告側に釈明要求した。

また、国も、現在の症状を「不知」とし、ヒ素ミルクによる後遺症の存在を争い、その責任についても争う、との答弁書を陳述した。 5

附 表 1

昭和29年以後の財務状況の推移

| 年 度* | 純売上高 (百万円) | 法人税等引当後 純利益 (百万円) | 年 度 末 資 本 金 (百万円) | 年 平 均 ** 配 当 (%) |
|-------|------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 昭和 29 | 9,086 | 293 | 465 | 6.4 |
| 30 | 8,741 | 387 | 465 | 6.0 |
| 31 | 10,686 | 333 | 465 | 5.0 |
| 32 | 12,959 | 335 | 960 | 13.5 |
| 33 | 14,405 | 300 | 960 | 12.0 |
| 34 | 17,638 | 608 | 960 | 12.0 |
| 35 | 22,783 | 757 | 960 | 12.0 |
| 36 | 31,120 | 585 | 1,500 | 12.0 |
| 37 | 39,318 | 540 | 2,500 | 12.0 |
| 38 | 47,276 | 1,052 | 2,500 | 12.0 |
| 39 | 59,396 | 2,225 | 4,000 | 12.0 |
| 40 | 68,192 | 1,715 | 4,000 | 12.0 |
| 41 | 75,979 | 1,934 | 4,000 | 12.0 |
| 42 | 87,747 | 1,415 | 4,000 | 12.0 |
| 43 | 97,664 | 1,210 | 4,000 | 12.0 |
| 44 | 112,070 | 1,442 | 4,000 | 12.0 |
| 45 | 118,747 | 1,219 | 6,000 | 12.0 |
| 46 | 124,654 | 1,107 | 6,000 | 12.0 |
| 47 | 131,241 | 848 | 6,000 | 10.0 |

* 年度は当概歴年の4月1日より翌年3月31日まで

** ここに示す配当金額は上期(9月決算)と下期(3月決算)の平均値。このほかに、36年上期に5%、38年下期に3%、42年上期に5%の記念配当があった。
(資料:有価証券報告書)

附 表 3

最近3年間の売上高製品別構成比

| | 45年 (45.4~46.3) | | 46年 (46.4~47.3) | | 47年 (47.4~48.3) | |
|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|
| | | % | | % | | % |
| 練 乳 | 3,072 | 2.6 | 3,480 | 2.8 | 3,337 | 2.5 |
| 粉 乳 | 27,345 | 23.0 | 27,778 | 22.3 | 27,836 | 21.2 |
| バ タ ー | 1,168 | 1.0 | 1,066 | 0.9 | 1,342 | 1.0 |
| チ ー ズ | 823 | 0.7 | 640 | 0.5 | 755 | 0.6 |
| 市 乳 | 59,130 | 49.8 | 62,034 | 49.7 | 65,449 | 49.9 |
| そ の 他 | 27,209 | 22.9 | 29,656 | 23.8 | 32,422 | 24.8 |
| 計 | 118,747 | 100.0 | 124,654 | 100.0 | 131,141 | 100.0 |

(注) その他は生クリーム、アイスクリームおよび製造技術や装置類の販売等を含む。

(資料:会社資料)

附 表 2
昭和47年度の財務状況

貸借対照表

単位：百万円

| 科 目 | 昭和47年 9月30日現在 | 昭和48年 3月31日現在 |
|--------|---------------|---------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | 35,454 | 38,841 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 22,688 | 24,404 |
| 無形固定資産 | 177 | 159 |
| 投 資 | 5,868 | 7,145 |
| 固定資産合計 | 28,733 | 31,708 |
| 総資産合計 | <u>64,791</u> | <u>71,182</u> |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | 37,285 | 41,911 |
| 固定負債 | 11,590 | 12,667 |
| 引当金 | 861 | 1,349 |
| 負債合計 | 49,736 | 55,927 |
| 資本の部 | | |
| 資本金 | 6,000 | 6,000 |
| 資本剰余金 | 738 | 738 |
| 利益剰余金 | 8,317 | 8,517 |
| 資本合計 | 15,055 | 15,255 |
| 負債資本合計 | <u>64,791</u> | <u>71,182</u> |

損益計算書

単位：百万円

| 区 分 | (自昭和47年 4月 1日 至昭和47年 9月30日)第47期 | (自昭和47年10月 1日 至昭和48年 3月31日)第48期 |
|------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 売上高 | 70,611 | 60,530 |
| 売上原価 | 58,206 | 49,870 |
| 売上総利益 | 12,405 | 10,660 |
| 一般管理販売費 | | |
| 拡 売 費 | 5,742 | 4,421 |
| 広告宣伝費 | 841 | 685 |
| 従業員給与・賞与 | 1,941 | 2,027 |
| そ の 他 | | |
| 合 計 | 11,381 | 9,807 |
| 営業利益 | 1,024 | 853 |
| 営業外収益 | 736 | 826 |
| 営業外費用 | 951 | 965 |
| 税引前純利益 | 809 | 714 |
| 法人税等引当額 | 390 | 285 |
| 法人税等引当後純利益 | <u>419</u> | <u>429</u> |

附 録 1

「子供を守る会」が恒久救済案の中で要求している具体的対策の内容

1. 健康管理・追跡調査

(1) 定期検診

- ① 毎年1回以上の定期的精密健康診断を永久的に行なう。
- ② 定期検診を行なう医療機関は、被害者および家族の希望する医療機関とするが、検診能力も考慮して、協力しうる医療機関を選定組織してあらかじめ需要に応じうるよう準備すること。
- ③ 検診には統一カルテの使用を原則とし、各医療機関による検査項目の不統一と判定の差をなくすよう努力する。他方、各医療機関による被害者救済のための、実態究明等独自の活動を尊重する。

(2) 不定期健康診断、健康相談

被害者および家族の希望により、必要に応じて自ら選択した医療機関や、相談機関で随時診察、相談を受ける。

(3) 管理登録センター

健康管理追跡調査を統一的に実施するために「森永ミルク中毒被害者救済対策委員会」（以下「救済対策委員会」という）の下に「管理登録センター」を設置し運営する。

2. 治 療

(1) 受 療

治療が必要な被害者は、希望する医療機関で随時治療を受けることができる。治療の内容にはいかなる制限も加えず、和、漢、洋いっさいの療法を含む。

(2) 療養関係費

① 治療は無料で受療できるようにする。

治療費は、直接の治療費のほか付添看護費、補食費、通院宿泊費、その他諸雑費も補償し、保護者が引率した時は、その交通費休業損害も補償する。

② 自宅等で療養するについて諸設備を必要とする時はその費用を補償する。

③ 医療チームの編成

十分な治療を適切に実施するために、被害者の要望に応じて活動しうる複数の医療チームが編成されることが望ましい。医療チームには専門医による「専門別チーム」と家庭医から専門医に紹介しうる（その逆もある）「地域チーム」が必要である。これらのチームは、同時に研究機構の一部として機能しうるものである。

④ 相談判定

被害者の相談に応じ治療、検診、就職の職業訓練、施設への入所などについて、適切な判定と助言を与え、かつ指導するための相談窓口を設ける。

この機関は少なくとも各府県に一カ所は必要であり、構成メンバーは医療、心理、教育、社会福祉などの各種専門家よりなり「管理登録センター」や「保護育成委員会」などと有機的な連絡の下に運営される。

3. 健康手帳

- (1) 持続的健康管理のため、検診、相談、治療について利用できる健康手帳を発行し、各被害者に交付する。
- (2) 健康手帳は受診券としても使用できるようにする。受診時に医療機関、相談機関に呈示すれば、無料で治療、検診、相談を受けられるようにする。
- (3) 検診、相談、治療を受けた日時、期間、病名などは各検診、相談、治療機関において健康手帳に記入し、必要に応じて「管理登録センター」が追跡調査できるようにする。

4. 家族に対する保障

(1) 介護料

日常生活を一人では完全にすることができない被害者にたいしては、保護者、その他の介護人の必要性を認め、専属的介護により、その段階に応じて介護料を支払う。

(2) 家族の健康の保障

被害者の看護にあたる家族が看護により病気になったときは、その医療、療養費について被害者と同様に保障する。

(3) 家族の生活の保障

被害者を看護する家族がそのために働けないときは、その休業損害を保障する。また、そのために家族が収入を得ることができず、廃業または低収入に甘んじなければならない場合は、その生活費を保障する。
(介護料を支払っているときはそれとの差額を保障する等総合的に判断する)

5. 保護育成とその施設

(1) 保護育成の原則

被害者が社会生活をしようよう援助することが第一義的に重要であり、施設への収容が目的ではない。被害者にとって家庭が生活の基盤であり、保護育成されるべき場は家庭にある。各種の対策はこの原則にそったものでなければならない。したがって、看護にあたる保護者は、被害者の治療、保護育成に欠くことのできない要員であり、その生活にたいする保障は十分に考慮されなければならない。

教育の面においても、被害者であるための差別を許してはならず、教育を受ける権利を全面的に援助しなければならない。

(2) 相談判定

被害者の職業選択など保護育成に関する適切な相談、判定、指導を行なう。これには、相談判定機関があたるものとする。

(3) 教育

- ① 義務教育を受けることができなかった被害者にたいし、その能力に応じて可能な教育を行なう。この場合、養護学校、特殊学校訪問指導員、ボランティア活動など、現在行政機関が実施している諸制度や方法も活用する必要がある。
- ② 義務教育を終了していてもなお、社会生活ができない被害者にたいして自立して生活を営むのに必要な知識を与え、実生活に即した訓練をする。この場合、家庭もともに教育の対象とすることが重要であ

る。

③ 高校教育が普遍化している現在、被害者が差別されることなく高校教育を受けられるよう配慮されなければならない。

④ 身体的欠陥があるが、専門的教育を受けることが被害者の将来にプラスになる場合は、その可能性を伸ばすため援助する。

(4) 職業訓練およびその施設

① 相談判定機関で適当と判断された職業技術を修得するための訓練を行なう。

② 訓練には公共の職業訓練所の他に、理解ある受入れ事業所にも依頼する。

③ 職業訓練施設を設置する。具体的な内容については「救済対策委員会」が決定する。

(5) 保護雇用事業所

労働不能ではないが、自立して生活できない被害者にたいしては、保護を受けつつ労働し、生活を保障される事業所を設置する。この事業所においては、労働の質と量の如何にかかわらず、同年令の社会人と同様の収入が保障されるものとする。

この事業所の運営に必要な経費は「救済対策委員会」が支出する。

(6) 協力事業所

本事件を理解し被害者の救済に協力する事業所や公共機関に被害者の就職・職業訓練を依頼する。その場合、被害者の能力不足による収入の減少は、国家公務員標準給与を基準にして保障する。

(7) 収容施設

自立して生活することができず家庭でも看護不能となった被害者を収容する施設を設置する。具体的な内容については「救済対策委員会」が決定するが、その設備は現在考えられる実現可能な最高水準のものとする。

(8) 医療センター

「収容施設」には、被害者の健康管理、治療、機能訓練等を行なうための医療センターをあわせて設置する。医療センターは通院、入院も可能な規模、内容とし、必要に応じて研究施設としての機能も有するものとする。

(9) 保護育成事業と施設の運営

前記(2)項より(8)項までの事業とその施設の運営は一貫した方針で行なう。

① 運営は「保護育成委員会」により行なう。この委員会は「救済対策委員会」の機構の一部として、「管理登録センター」「相談判定」と連携を保ちながら活動する。

② 保護育成の諸施設は同一施設内に併存することが望ましい。

③ 恒久的救済対策としての保護育成事業を完備するとともに既設の諸制度、施設の充実拡充を要求する。被害者および家族の希望によりこれらの施設を利用する場合は必要な経費を支払う。

6. 生活権の回復

(1) 年金

自ら収入をうることができない被害者には、国家公務員一般行政職の給与相当額を基準として年金を支

給する。公務員給与改正の際はスライドして引上げる。

(2) 収入差額の保障

被害者が精神的、身体的事由のために就職できず、また、就職しても能力不足のため標準的な収入が得られない場合は、国家公務員一般行政職の給与を参考としてその差額を保障する。さらに、前記事由のため休業した時は休業損害を保障する。

(3) 結婚不成立にたいする慰謝

被害者が被害者であることに関連して、結婚するについて支障が生じたり、あるいは離婚された場合は妥当な慰謝の措置をする。

(4) 生活上の損害

そのほかに、この事件によっておきる生活上の損害については適切なる措置をする。

7. 研究機構・研究施設

本中毒事件は医学的に未知の部分が多いため、実態把握のための追跡調査、治療、予防法の開発など医学的研究が絶対的に必要である。あわせて、心理学的諸問題、社会復帰の方策など社会科学との関連における研究も、今後の被害者の医療、福祉に生かされなければならない。

① 研究機構、研究費

被害者の健康管理、治療、保護育成にたずさわる医学者や、各種専門家が相互に連携を保ち経験を交流して、被害者の提起する問題点を受けとめ研究し、対策を開発することがのぞまれる。これらの研究に要する費用は「救済対策委員会」が支出する。

② 研究施設

こうした研究態度が確立されていく中で、研究施設の設置が要求されるであろう。研究施設は治療、保護育成施設に併置されることがより効果的であろう。

③ 研究委員会

研究についての事業を推進するため研究委員会を設ける。この委員会は「救済対策委員会」の一機構として活動する。

8. 「森永ミルク中毒被害者救済対策委員会」

具体的対策を実施するための運営管理機構として設置する。この委員会は法人とする。

(1) 性 格

被害者救済のための最高の機関であり、「守る会」の主体性のもとに被害者の意思が十分反映されるよう民主的に運営される。したがって、その機構、メンバーも性格に応じて決定されるべきである。

この委員会は恒久対策案実施にあたっての具体化、資金の運用、基準の設定その他必要なことすべてを決定する。

(2) 機 構

下部機構として各機関をおく。

①管理登録センター、②相談判定機関、③保護育成委員会、④研究委員会、⑤支払基金、⑥その他必要

と認められた機関。

各機関は「救済対策委員会」の管理指導の下に、相互に連携して被害者の救済にあたる。

(3) 費用

「救済対策委員会」の決定に従い、森永乳業は必要なすべての経費を負担する。

9. その他

(1) 死者にたいする補償

死亡した被害者にたいしては死亡に併なって生じたいっさいの損害について補償すること。

(2) 生存者の過去の損害にたいする補償

被害者の過去いっさいの損害についても森永乳業は補償の責任を有する。

(3) 将来の要求

事態の変化に伴ない被害者を救済するために、あらたな措置が必要となった場合、森永乳業は、「守る会」の要求に誠実に応じなければならない。

なお、この恒久対策は被害者自身の要求を拘束するものではない。

附 則

「救済対策委員会」が成立するまでは「守る会」がその任にあたるものとする。

不 許 複 製

慶應義塾大学ビジネス・スクール